

2 森林経営管理制度に基づく間伐の実施 【森林整備】

〈事業の経緯〉

市内の森林の多くは伐期を迎えているが、林業の低迷や森林所有者の世代交代等により所有者は森林への関心が薄れ、市内の約3割の森林は、管理が適切に行われていない。森林の手入れ不足は、災害防止や地球温暖化など森林の公益的機能の維持増進にも支障をきたしている。

〈事業の目的・効果〉

森林の公益的機能の維持増進や災害防止等を図るため、森林経営管理制度に基づいた森林所有者への意向調査により、市が所有者から管理の委託を受け経営管理権の設定を行った森林に対して、間伐（森林整備）を実施し、森林の適切な管理と林業経営の効率化を図る。

■事業内容

《森林経営管理制度に基づく間伐の実施》

林業経営に適さない（生産性の低い）森林において、意向調査の結果、市に管理を委託したい旨の意向を確認した所有者の森林について、経営管理権集積計画を立てて、市が所有者から管理の委託を受け、間伐を行う。

1. 実施箇所

森林経営管理制度に基づき意向調査を実施し、市に管理を委託した個人所有山林

2. 実施手順

- ①経営管理権集積計画を樹立し公告
- ②市が経営管理権を取得
- ③経営管理権取得箇所の間伐事業を入札等により市が発注
- ④森林整備（間伐）の実施
- ⑤5年間市が管理（豪雨で被災した可能性がある場合の見回り等）

■事業スキーム



■令和6年度実施箇所・予算

1. 繰越予算（5→6年度）

予算額：23,800千円（内譲与税23,700千円）

実施箇所：西上田6ha 菅田①17ha

夏焼13ha 門和佐18ha 間伐実施面積合計54ha

2. 令和6年度予算

予算額：43,150千円（内譲与税43,070千円）

実施箇所：幸田少ヶ野17ha 大ヶ洞37ha 桜洞16ha

山之口31ha 馬瀬中切12ha 菅田②7ha

間伐実施面積合計120ha

■下呂市森林づくり基本計画

- IV 1. 森林経営管理法について
- IV 2. 森林整備・治山事業について

■実施イメージ

